

豊島廃棄物等技術委員会等設置要綱

(設置)

第1条 豊島廃棄物等対策事業の実施のため、中間処理施設、暫定的な環境保全措置及び廃棄物等の海上輸送のための施設等に係る設計・建設段階において、技術的な指導、助言、評価等を得るため、豊島廃棄物等技術委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、中間処理施設、暫定的な環境保全措置及び廃棄物等の海上輸送のための施設等に係る下記の事項について技術的な指導、助言、評価等を行い、その結果を知事に報告する。

- (1) 基本計画及び施工計画の策定
- (2) 暫定的な環境保全措置、中間処理施設等の詳細設計、実施設計等の確定
- (3) 工事、施設建設の管理、監視
- (4) 試験の計画策定、実施及び結果の判定
- (5) 各種ガイドライン、マニュアル等の整備
- (6) 環境計測・周辺環境モニタリング、その他必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。
 - 3 委員長は、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(分科会)

第6条 委員会の所掌事項のより詳細な調査、検討を行うため、委員会に分科会を置くことができる。

- 2 各分科会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 各分科会に、それぞれ分科会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 分科会長は、分科会の会務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指名する分科会の委員がその職務を代理する。
- 6 分科会は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。
- 7 委員は、その属する分科会以外の分科会に、分科会長の承認を得て、出席し、意見を述べることができる。
- 8 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って、分科会に属する委員以外の者に対し、分科会へ出席し、調査、検討に参加するよう求めることができる。

(傍聴)

第7条 調停条項7項の規定に基づき設置する豊島廃棄物処理協議会の会長及び会長代理、直島町循環型社会推進協議会の会長及び会長代理並びに土庄町豊島及び直島町のそれぞれの代表者は、委員会(分科会を含む。以下本条及び次条において同じ。)の了承を得て、委員会の審議を傍聴するとともに、意見を述べることができる。ただし、第12条の秘密に該当する事項についてはこの限りでない。

(審議事項の公開)

第8条 委員会において審議のうえ了承された事項については、公開するものとする。ただし、第12条の秘密に該当する事項についてはこの限りでない。

(技術アドバイザー)

第9条 急を要する事態が生じた場合その他特に必要が生じた場合に指導、助言等を得るため、技術アドバイザーを置くことができる。

- 2 技術アドバイザーは、委員会の委員のうちから、知事が委員長と協議して委嘱する。ただし、特に必要がある場合には、委員以外で学識経験を有する者の中から、委嘱することができるものとする。

(通知)

第10条 技術アドバイザーへの報告、相談及び技術アドバイザーからの指導、助言等については、速やかにその内容を委員会、土庄町豊島の代表者及び直島町に通知する。

(審査委員)

第11条 県が行う中間処理施設及び暫定的な環境保全措置等に係る発注先の選定に関する技術的な検討、審査を行うため、審査委員を置くことができる。

2 審査委員は、委員会の委員のうちから、知事が委員長と協議して委嘱する。

(守秘義務)

第12条 委員、技術アドバイザー及び審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の報酬等)

第13条 委員、技術アドバイザー及び審査委員の報酬及び費用弁償は、附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)別表第2に規定する香川県産業廃棄物審議会委員の報酬及び費用弁償に準じて、支給する。ただし、特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

(庶務)

第14条 委員会及び審査委員の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

第16条 豊島廃棄物等対策事業に係る主要な施設の運転段階においては、委員会と別に、施設の運転管理に関する指導、助言、評価等を得るための豊島廃棄物等管理委員会(仮称)を置くものとする。

附 則

この要綱は、平成12年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。